

シティプロモーションに係る地域活性化イベント等企画提案選定要項

1 趣旨

この選定要項は、シティプロモーション効果向上のため、イベント等の企画選定手続きの効率化、迅速化を図り、時勢に見合う即時性の高いイベント等を効果的、かつ迅速に実施するため、コンペ方式によるイベント等の企画選定を行うものであり、その選定手続きについて必要な事項を定めるものである。

企画提案の実施にあたっては本要項に定めるもののほか、泉南市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに準拠する。

2 目的

シティプロモーションに係る地域活性化事業の一環として、民間のノウハウを活用した、斬新かつタイムリーな切り口のイベント等を数多く開催し、泉南ロングパークをはじめ、市の有する多様な地域資源をフックに、積極的なシティプロモーションの展開、事業実施を通じた担い手の育成をすることで、市域全体へと誘客効果を波及させ、域内消費を活性化させることを目的とする。

3 対象事業

対象事業は、以下（１）又は（２）のうち、事前に提示する公募要件の内容を充たしたもの、かつ予算額範囲内の事業を対象とする。

（１）令和３年度から同８年度に実施される誘客連携による地域活性化事業のうち、主に泉南ロングパークを舞台とする各種イベント及び、プロモーション事業。。

（２）シティプロモーション事業に係る地域活性化事業のうち、市内各地で実施される各種イベント及びプロモーション事業のほか、地域資源を有効活用し、事業実施を通じた担い手育成につながる事業。

4 提案募集

市ウェブサイトにおいて、募集条件をあらかじめ提示したうえで企画提案を公募する。募集期間は要件ごとに定めるが、概ね４週間程度とする。

事前に提示する募集条件は下記のとおりとする。

- ① イベント対象
- ② 開催時期、開催期間
- ③ 予算額
- ④ その他

5 応募方法

企画提案書の提出にあたって必要な資料は下記のとおりとする。提出は郵送または持参のほか、Ｅメールによるデータの提出も可とする。

- ① 応募申請書（様式１） １部
- ② イベントの企画提案書（Ａ４判、様式不問） ６部

- ③ 上記を実施するための費用内訳書（A4判） 6部
- ④ その他必要と思われる資料（A4判） 6部

6 参加資格

企画提案に応募するには、次の各項に掲げる要件をすべて満たしている必要がある。なお、ここでいう実行委員会等とは、主たる構成員に市民を含む実行委員会あるいは、それに類する団体を指す。

I 企業による応募

- (1) 単体企業による応募であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の提出日から過去5年間に於いて、国又は地方公共団体、又は民間事業者との間に、募集企画要件に示す予算上限額と同等以上の契約金額となる、各種イベント実施に係る2件以上の契約を有し、かつこれを確実に履行した実績があること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (6) 泉南市建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止措置の期間中でないこと。
- (7) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (8) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (9) 泉南市暴力団排除条例（平成25年市条例第18号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

II 市民によって構成された実行委員会等による応募

- (1) 実行委員会等の主たる構成員（以下、構成員という。）が市民であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の提出日から過去5年間に於いて、国又は地方公共団体、又は民間事業者との間に、募集企画要件に示す予算上限額と同等以上の契約金額となる、各種イベント実施に係る2件以上の契約を有し、かつこれを確実に履行した実績があること。または予算上限額の10分の1以上の契約保証金を納付できるものであること。
- (4) 構成員が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。
- (5) 構成員に事業者を含む場合、当該事業者が会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (6) 泉南市建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止措置の期間中でないこと。
- (7) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けている者を構成員に含むこと。
- (8) すべての構成員について、国税及び地方税を滞納していない者であること。

- (9) すべての構成員について、泉南市暴力団排除条例（平成 25 年市条例第 18 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。
- (10) すべての構成員について、身分証明書および納税証明書、誓約書の提出が行えること。

7 企画審査

提案されたイベント企画に対し、市シティプロモーション推進担当部局又は、担当部局から委嘱された庁内部局及び必要に応じて招聘する外部審査委員等により、下記の各審査項目について審査を行う。審査は提出資料による書類審査を基本とし、必要に応じてヒアリングを行う。審査により最優秀と認められるイベント企画を選定するが、審査結果の通知は最優秀企画の提案者にのみ行い、次点以下の提案者に対する通知は行わない。

■審査項目（配点：各 20 点）

- ①企画性：提案の内容が、独自のアイデアが盛り込まれ、効果的かつ効率的な仕組みとなっているか。
- ②的確性：提案の内容が本市の募集要件と合致し、具体的に記述しているか。
- ③専門性：最近のニーズやトレンドについての豊富な知識、分析を踏まえた提案となっているか。
- ④経済性：十分な費用対効果が期待できる見積もり内容となっているか。
- ⑤業務推進体制：業務を委託した場合、業務が適切に実施できる体制を構築しているか。

8 著作権の帰属

本要項に基づく企画提案が採用され、契約した場合、成果品の著作権は泉南市に帰属するものとする。

成果品は、本契約期間終了後においても本市が自由に加工、複写、ウェブサイトの作成等を行い、公表できるものとする。

受託者は、成果品の著作権について、本契約の締結前から受託者又は第三者が著作権を有する著作物について、正当に著作権者の承諾を得ており、かつ、その許諾が本契約終了後においても失効又は、解除される事態が発生しないよう権利許諾処理を行っていることを保証すること。なお、これらを怠ったことにより、著作権を侵害したときは、受託者はその責任を一切負うものとする。

9 その他

本要項に定めるもののほか、本企画提案に必要な事項はシティプロモーション推進担当部局によって定める。

・附則

この要項は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

・附則

この要項は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

- ・ 附則

この要項は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

- ・ 附則

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。